

## 東京都人権施策推進指針（平成12年） 基本理念

## 1 人権施策の基本理念

東京都が推進する人権施策の基本理念は、人間の存在や尊厳が脅かされることなく、自らを律する自立した個人が、権利行使に伴う責任を自覚し、共存と共感で相互に支え合い、都民が世界に誇れる東京をつくることです。

## 2 人権施策がめざす東京の方向

## ○安心して暮らせる東京

人間の存在や尊厳を脅かす災害や犯罪などから人々を守るとともに、誰もが自由に行動し、コミュニケーションができる、安全に、安心して暮らせる東京をつくります。

## ○自由を享受できる東京

個人が自由に希望に挑戦することで、新しい価値を創造する多様性と独創性を発揮し、社会的責任を果たすことができる東京をつくります。

## ○機会の均等を約束する東京

性別や年齢、障害、社会的身分・門地民族、国籍等にかかわらず社会に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる東京をつくります。

## ○自律・自立性に基づく人間の存在や尊厳を守る東京

自由に選択し行動する自律・自立した個人が、社会の連帯の力で人間の存在や尊厳を守るためのセーフティネットがある東京をつくります。

## ○国際的に魅力ある東京

首都東京が世界都市として国際的な魅力やけん引力を高めるため、人権を守る東京をつくります。

## 《参考》

### **神奈川県** かながわ人権施策推進指針 **基本理念**

県は、目標の実現に向けて、憲法はもとより国際的な人権の基準に従い、次のことを基本理念として県民とともに取り組みます。

- (1) 誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
- (2) 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会をめざします。

### **埼玉県** 埼玉県人権施策推進指針 **基本理念**

本県は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を進めます。

この基本理念は、次の3つがともに実現した社会をいいます。

#### (1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

#### (2) 機会の均等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

#### (3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

### **大阪府** 大阪府人権施策推進基本方針 **基本理念**

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
- 誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造を掲げます。

## **岡山県** 第3次岡山県人権政策推進指針 **基本理念**

### 「共生社会おかやま」の実現

本県では、一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、ともに生活する「共生おかやま」の実現を目標としています。

このため、県民一人ひとりの自己実現や自立、さらには社会参加を尊重し、次のような実現を目指します。

#### ○生命と尊厳を守る社会

すべての人々が、誰からも偏見や差別、さらには暴力を受けることなく、生命と尊厳が守られて、安全に安心して暮らすことのできる社会

#### ○互いに多様性を認め支え合う社会

すべての人々が、多様な生き方や考え方などを認め合い、きずなを大切して、ともに支え合い、心豊かに生活できる社会

#### ○公平な機会を保障する社会

すべての人々が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、公平な機会を保障され、個性と能力を発揮できる社会

## **山口県** 山口県人権推進指針 **基本理念**

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

この指針においては、すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人として尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。